

山口市介護人材採用活動支援補助金 Q & A

A 1 法人が市外であっても対象となるのか。

- 市内に介護サービス事業所を有している法人であれば対象となります。

A 2 市内に複数事業所があるが、それぞれで申請できるのか。

- 市内で介護サービス事業所を運営する法人を対象としていますので、事業所を複数運営していても、一年度につき一法人につき1回の申請となります。

Q 3 市内と市外の介護サービス事業所について、同時に求人を行うが対象となるか。

- 市内の介護サービス事業所の求人活動を対象としていることから、市外の介護サービス事業所を同時に行う場合は対象外となります。

Q 4 介護サービス事業所の介護職員と同時に同事業所の事務職も求人する場合は対象となるか。

- 市内の介護サービス事業所の介護職員（事業所で利用者に介護等を主たる業務として行う者）の求人活動を対象としているため、ケアマネ、看護職員、介護助手、事務職などは対象外となります。
- ただし、介護職員の求人と同時に事務職等の求人を募集する場合は、介護職員部分の補助対象経費が、見積書の内訳・紙面の分量・求人人数などで明確に案分できるのであれば対象となります。

Q 5 介護サービス事業所と介護サービス事業所以外（障害の事業所など）の求人を同時に行う場合は対象となるか。

- 市内の介護サービス事業所の求人活動を対象としているため、同時に行う場合は対象外となります。

Q 6 採用チラシ等とあるが会社案内のパンフレットは対象となるか。

- 市内の介護サービス事業所の介護職員（事業所で利用者に介護等を主たる業務として行う者）の採用を目的としたチラシやリーフレットの作成・配布あれば対象となりますが、会社の事業を紹介する「会社案内」などは対象外となります。